

新 旧 対 照 表

新	旧
2. 用語の定義 (1) 週休 2 日 ① 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。 ② 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。 ③ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。 （中略） （削除）	2. 用語の定義 (1) 週休 2 日 <u>（追加）</u> ① 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。 ② 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。 （中略） <u>（5）4 週 8 休以上</u> ① 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の合計日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。 なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。 ② 通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

新 旧 対 照 表

新	旧
(削除)	<u>また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。</u>
(中略)	(中略)
(5) 複合単価	<u>(6)</u> 複合単価
(中略)	(中略)
(6) 市場単価	<u>(7)</u> 市場単価
(中略)	(中略)
(7) 補正市場単価	<u>(8)</u> 補正市場単価
(中略)	(中略)
(8) 物価資料の掲載価格	<u>(9)</u> 物価資料の掲載価格
3. 週休2日の達成基準 (1) 完全週休2日（土日） 完全週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。	<u>(追加)</u>

新 旧 対 照 表

新	旧
(2) 月単位の週休2日 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」とう。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達しているとみなす。 (3) 通期の週休2日 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。 なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週において変更するものとする。 また、現場休息率の算定において、現場休息日数には、現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日（現場休息日）や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4. 対象工事 山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が「<u>全週休2日（土日）Ⅰ型</u>の対象工事」又は「<u>完全週休2日（土日）Ⅱ型</u>の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。 5. 発注方式 次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。	<u>(追加)</u> <u>3.</u> 対象工事 山口県土木建築部建築指導課及び住宅課が「<u>月単位の週休2日工事（発注者指定型）</u>の対象工事」又は「<u>月単位の週休2日工事（受注者希望型）</u>の対象工事」として発注する営繕系工事に適用する。 <u>4.</u> 発注方式 次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

新 旧 対 照 表

新	旧
①完全週休2日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須） 分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合に限る。 ②完全週休2日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須） 分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望した場合に限る。 6. 積算方法等 週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）及び現場管理費を補正する。 （1）原設計 ① 完全週休2日（土日）Ⅰ型 月単位の週休2日をを前提に「7. 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。 ② 完全週休2日（土日）Ⅱ型 通期の週休2日をを前提に工事費を積算して予定価格を作成する。	①発注者指定型 <u>発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）</u> ②受注者希望型 <u>受注者が工事着手時に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</u> <u>分離発注（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で月単位の週休2日に取り組むことを希望する場合に限る。</u> 5. 積算方法等 週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）を補正する。 （1）原設計 ① 発注者指定型 月単位の4週8休以上を前提に「6. 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。 ② 受注者希望型 通期の4週8休以上を前提に「6. 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

新 旧 対 照 表

新	旧
(2) 契約変更 ① 完全週休2日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、現場管理費を「7. 補正方法」（1）①により補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。 また、工事着手時に「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「月単位の週2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「7. 補正方法」（1）①の補正係数に変更、又は補正係数及び補正率を除した変更を行うものとする。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合に限り増額変更を行う。 ② 完全週休2日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手時に「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7. 補正方法」（1）①及び（2）（3）により補正し、「月単位の週休2日」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7. 補正方法」（1）②及び（2）（3）により補正し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第25条の規定に基づき行うものとする。 また、工事着手時に受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望した場合については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「7. 補正方法」（1）①又は②及び（2）（3）により補正した変更を行うものとする。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望した場合に限り、増額変更を行う。	(2) 契約変更 ① 発注者指定型 <u>現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を「6. 補正方法」（1）②及び（2）（3）における表の補正率を「通期の週休2日工事」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。</u> ② 受注者希望型 受注者が工事着手時に<u>月単位の週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、補正係数を「6. 補正方法」（1）①及び（2）（3）における表の補正率を「月単位の週休2日工事」に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たないものは、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約書第25条の規定（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき行うものとする。</u> なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が月単位の週休2日<u>について達成が確認された場合</u>に限り、増額変更を行う。

新 旧 対 照 表

新	旧
7. 補正方法 (1) 複合単価の補正方法 複合単価の労務単価及び現場管理費は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 ①完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1. 0 2 現場管理費 1. 0 1 ②月単位の週休2日適用工事 労務費 1. 0 2	6. 補正方法 (1) 複合単価の補正方法 複合単価の労務単価は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 <u>ただし、山口県土木建築部建築指導課が調査した「材工共の単価」については補正しない。</u> <u>①月単位の週休2日工事（4週8休以上）</u> 補正係数 <u>1. 0 4</u> <u>②通期の週休2日工事（4週8休以上）</u> 補正係数 <u>1. 0 2</u>

新 旧 対 照 表

新

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（※）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「7. 補正方法」（1）①又は②の補正係数を乗じる。

旧

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（※）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「6. 補正方法」（1）①又は②の補正係数を乗じる。

新 旧 対 照 表

新

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ホックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ホックス及び位置ホックス用ホンデイング	1.01	1.18
	ブルホックス	1.01	1.13
	ブルホックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ダンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ホックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （エントを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

旧

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ホックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ホックス及び位置ホックス用ホンデイング	1.03	1.20	1.01	1.18
	ブルホックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	ブルホックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ダンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ホックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （エントを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

新 旧 対 照 表

新	旧
8. 実施方法等 (1) 発注方法 発注者は、工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「<u>完全週休 2 日（土日）Ⅰ型の対象工事</u>」又は「<u>完全週休 2 日（土日）Ⅱ型の対象工事</u>」である旨を明示する。 (2) 適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、<u>後工程のしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。</u> 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 (3) 実施方法【別紙 1 参照】 ア. 契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 イ. 契約後、<u>完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日の取組みの実施の有無について、発注者に書面で協議する。</u>（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で<u>完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日</u>に取り組む場合にのみ希望できる。） （中略）	<u>7.</u> 実施方法等 (1) 発注方法 発注者は、工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「<u>月単位の週休 2 日工事（発注者指定型）の対象工事</u>」又は「<u>月単位の週休 2 日工事（受注者希望型）の対象工事</u>」である旨を明示する。 (2) 適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、<u>全体工期のしわ寄せがないよう、分離発注工事の施工期間を確保する等、適正な工期を設定する。</u> 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 (3) 実施方法【別紙 1 参照】 ア. 契約後、発注者が図示した「計画工程表」を基に、受発注者間（分離発注の工事については、全ての工事の受発注者間）で、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 イ. <u>「受注者希望型」の受注者は、</u>契約後、月単位の週休 2 日の取組みの実施の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で月単位の週休 2 日に取り組む場合にのみ希望できる。） （中略）

新 旧 対 照 表

新	旧
(5) 工事成績評定 発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成が確認された場合は、「工程管理B」において評価を行う。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の達成が確認された場合に限り「工程管理B」において評価を行う。 附則 本要領は、令和3年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年7月1日から適用する。 附則 本要領は、令和7年6月15日から適用する。	(5) 工事成績評定 発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、月単位の週休2日の達成が確認された場合は、「工程管理B」において評価を行う。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が月単位の週休2日の達成が確認された場合に限り「工程管理B」において評価を行う。 附則 本要領は、令和3年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和5年5月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年4月1日から適用する。 附則 本要領は、令和6年7月1日から適用する。

新 旧 対 照 表

新	旧
「週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー 【別紙1】 (完全週休2日(土日)I型の場合) ① 月単位の週休2日を前提に労務費を補正し工事費を積算する。 ② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。 ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 ③ 現場説明書(鑑)に「完全週休2日(土日)I型の対象工事」である旨を明示する。 ④ 工事発注 ⑤ 工事契約 ⑥ 受発注者は、発注者が図示した「計画工程表」を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 ⑦ 受注者は、契約後、完全週休2日の取組の実施の有無について、発注者に書面で協議する。(実施無しの場合は、月単位の週休2日の施工となる。) ⑧ 発注者は、受注者が完全週休2日を希望した場合、現場管理費補正分を増額する契約変更を行う。 ⑨ 受注者は、⑦の協議により決定した、週休2日を確保する実施工程表を発注者に提出する。 監督職員は、⑦の協議により決定した週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。 ⑩ 監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。 ⑪ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。 ⑫ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。 ⑬ I. 発注者は、受注者が完全週休2日を希望した場合で、対象期間内において完全週休2日に満たないものは、現場管理費補正分を減額する契約変更を行う。 II. 発注者は、月単位の週休2日に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。 ⑭ 発注者は、通期の週休2日の達成が確認できれば、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理A」について評価を行い、完全週休2日又は月単位の週休2日の達成が確認できれば、「工程管理B」において評価する。 ※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による	「月単位の週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー 【別紙1】 (発注者指定型の場合) ① 月単位の4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算する。 ② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。 ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 ③ 現場説明書(鑑)に「月単位の週休2日工事(発注者指定型)」の対象工事である旨を明示する。 ④ 工事発注 ⑤ 工事契約 ⑥ 受発注者は、発注者が図示した「計画工程表」を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 ⑦ 受注者は、月単位の週休2日(4週8休以上)を確保する実施工程表を発注者に提出する。 監督職員は、月単位で週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。 ⑧ 監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。 ⑨ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。 ⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。 ⑪ I. 発注者は、対象期間内において月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休へ労務費補正分を減額する契約変更を行う。 II. 発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。 ⑫ 発注者は、通期の4週8休の達成が確認できれば、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理A」について評価を行い、月単位の4週8休の達成が確認できれば、「工程管理B」において評価する。 ※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による

新 旧 対 照 表

新	旧
「週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー 【別紙1】 (完全週休2日(土日)Ⅱ型の場合) ① 通期の週休2日を前提に工事費を積算する。 ② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。 ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 ③ 現場説明書(鑑)に「完全週休2日(土日)Ⅱ型」の対象工事である旨を明示する。 ④ 工事発注 ⑤ 工事契約 ⑥ 受発注者は、発注者が図示した「計画工程表」を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。 ⑦ 受注者は、契約後、完全週休2日又は月単位の週休2日の取組の実施の有無について、発注者に書面で協議する。(実施無しの場合は、通期の週休2日の施工となる。) ⑧ Ⅰ. 発注者は、受注者が完全週休2日を希望した場合、労務費及び現場管理費補正分を増額する契約変更を行う。 Ⅱ. 発注者は、受注者が月単位の週休2日を希望した場合、労務費補正分を増額する契約変更を行う。 ⑨ 受注者は、⑦の協議により決定した、週休2日を確保する実施工程表を発注者に提出する。 監督職員は、⑦の協議により決定した週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。 ⑩ 監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。 ⑪ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。 ⑫ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。 ⑬ Ⅰ. 発注者は、受注者が完全週休2日を希望した場合で、対象期間内において完全週休2日に満たないものは、現場管理費補正分を減額する契約変更を行う。 また、月単位の週休2日に満たないものは、労務費及び現場管理費補正分を減額する契約変更を行う。 Ⅱ. 発注者は、受注者が月単位の週休2日を希望した場合で、対象期間内において月単位の週休2日に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。 ⑭ 発注者は、通期の週休2日の達成が確認できれば、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理A」について評価を行い、完全週休2日又は月単位の週休2日の達成が確認できれば、「工程管理B」において評価する。 工事発注時 工事実施時 工事完成時 ※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による	「月単位の週休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー 【別紙1】 (受注者希望型の場合) ① 通期の4週8休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。 ② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。 ※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 ③ 現場説明書(鑑)に「月単位の週休2日工事(受注者希望型)」の対象工事である旨を明示する。 ④ 工事発注 ⑤ 工事契約 ⑥ 受注者は、契約後、月単位の週休2日の取組の実施の有無について、発注者に書面で協議する。(実施無しの場合は、通期の週休2日の施工となる。) ⑦ 受注者は、⑥の協議により決定した、週休2日(4週8休以上)を確保する実施工程表を発注者に提出する。 監督職員は、⑥の協議により決定した週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。 ⑧ 監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。 ⑨ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。 ⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。 ⑪ Ⅰ. 発注者は、対象期間内において月単位の4週8休を達成したものは、労務費補正分を増額する契約変更を行う。 Ⅱ. 発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。 ⑫ 発注者は、通期の4週8休の達成が確認できれば、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理A」について評価を行い、月単位の4週8休の達成が確認できれば、「工程管理B」において評価する。 工事発注時 工事実施時 工事完成時 ※分離発注工事(同時発注の工事に限る)の場合は、全ての受注者による